令和８年度前橋市まちなか既存店支援補助金交付要項

令和８年４月１日から適用

取扱担当課
前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気２１　１階）
電話　０２７−２１０−２１８８（直通）
電子メールアドレス　nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		まちなかで営業している事業者の事業の継続や拡大、事業承継のために実施する改修や備品購入に係る経費の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインの具現化を目的とする。
内容	用語の定義	１　対象区域 前橋市アーバンデザイン策定区域（別図参照） ２　店舗等 店舗又はオフィスで事業者が自らの事業の活動場所として使用し、他者に賃貸する目的以外の建物等 ３　事業承継 ５年以上店舗等を営業している事業者で、個人の場合は経営者の交代を行うこと、法人の場合は代表者変更を行うこと。本補助金における「事業承継」とは、主要な事業や経営資源（設備、従業員、取引先等）を引き継ぐことを指し、大幅な業態転換とみなされる場合は対象となりません。
	補助対象者	次のすべての条件に該当するものを対象とします。 １　前年度に本補助金の交付を受けていない事業者。ただし、事業承継計画書に基づき本補助金を申請する事業者、又は同一事業者が経営する対象区域内の別店舗に係る申請の場合はこの限りではない。（本補助金は同一店舗において連続する年度で使用することはできません。） ２　対象区域内にある店舗等において、１年以上の営業を行っていること。ただし、事業承継型の申請を希望する事業者は５年以上営業を行っていること。 ３　別表に定める業種（風営法関連業種等）でないこと。 ４　開業後は週４日以上１日あたり２時間以上営業を行うこと。 ５　市税の滞納がないこと。 ６　同一年度に本補助金の交付を受けていないこと。 ７　前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。 ８　前橋版電子地域通貨「めぶくPay」の加盟店となること。（小売業、飲食サービス業又は生活関連サービス業に限る。） ９　許認可が必要な業種については、既に取得もしくは取得できると見込まれていること。 10　諸法令や公序良俗に反しないものであること。 11　次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同

交付申請の手続等		じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	交付の対象となる事業及び経費	１　対象となる事業 次のすべての条件に該当するものが対象となります。 (1) あらかじめ申請条件確認票（様式第１号）を本市に提出し、前橋商工会議所によるサポートを受けながら事業計画、申請書類の準備に取り組み、事業支援計画書（様式第５号）の交付を受ける事業であること。 (2) 令和８年４月１日から令和９年２月２８日までの間に交付申請をしたもので、令和９年３月３１日までに事業を完了し、本市への報告を完了することができる事業であること。 (3) 事業継続や事業承継のために実施する事業で、下記のいずれかに該当する事業。 ア　維持・管理型 店舗等の維持や管理などを目的としたメンテナンスに伴い実施する事業 イ　チャレンジ型 新製品の開発や事業拡大など、店舗等の新たなチャレンジに向けて実施する事業 ウ　事業承継型(単年承継) 令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで行った事業承継に資する事業。 エ　事業承継型（複数年承継） 前橋商工会議所の支援を受けながら、最長３年間の事業承継計画を作成し、計画に基づき実施する事業承継に資する事業。 ２　対象となる経費 (1) 店舗等の改装工事に係る費用(内装、外装、空調、電気、給排水設備工事等) (2) 店舗等で使用する耐用年数１年以上で取得価額１品が１０万円以上の備品購入費 (3) 前号にかかわらず、次に掲げる経費は対象外とする。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>ア　汎用性が高く、業務専用性が認められない機器（パソコン、タブレット、スマートフォン、ハードディスク、プリンター等）は対象外とする。ただし、レジ専用機器や、店舗に固定設置して用いる注文端末等、業務専用性が明確な機器は対象とする。
イ　業務遂行に直接必要でないと認められる経費
3　上記の事業で次のいずれかに該当する場合は、補助の対象にはなりません。
(1) 他の補助金の交付を受けている事業
(2) 本補助金の申請以前に事業に着手・着工している事業
(3) 消費税等の公租公課
(4) 事業に必要であると認められない経費</td></tr>
<tr><td></td><td>交付金額</td><td>予算の範囲内で、対象経費の２分の１以内とし、補助上限額は次のとおりです。（千円未満は切捨てとなります。）

<table><tr><th>区分</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>維持・管理型</td><td>２０万円</td></tr><tr><td>チャレンジ型</td><td>３５万円</td></tr><tr><td>事業承継型（単年承継・複数年承継）</td><td>１００万円</td></tr></table>※事業承継型(複数年承継)については、事業承継が完了する年度まで補助金の交付を受けることができますが、交付金額の総額は１００万円までとなります。なお、補助金の交付を受けるためには、年度ごとに申請が必要となります。</td></tr>
<tr><td></td><td>交付条件</td><td>1　補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本社・支社等を有する者）を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。
なお、発注する事業者が市外業者の場合は交付申請時に理由書（様式第８号）を提出してください。
(1) 市内業者では施工できない工事等の発注
(2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注
(3) その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合
2　補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
3　補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後５年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。
4　補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成１０年前橋市規則第３４号)、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
5　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間</td></tr>
</table>

		を経過した場合は、この限りでありません。
	交付申請の方法、時期等	令和８年４月１日から令和９年２月２８日までの間で、補助事業を開始する前に次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。 １　交付申請書兼誓約書 ２　添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 事業支援計画書（前橋商工会議所が作成します。） (4) 営業していることが分かる資料（直近の状況が確認できるもの） （例）賃借対照表及び損益計算書、確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（１・２面）又は所得税青色申告決算書（１～４面）、直近１年分の売上帳簿等 (5) 対象経費の見積書 (6) 事業開始前の店舗等の写真 (7) 設計図書等(配置図、平面図、立面図等) (8) 備品の詳細が分かる資料 (9) その他参考となる資料 ３　次の項目に該当する場合、上記に加え、次に掲げる書類を提出してください。 (1) 申請者が市外在住、又は市外に本店を定める法人の場合 ア　申請者の身分証明書又は申請する法人の登記簿謄本 (2) 事業承継型を申請する場合 ア　承継計画書（単年承継）又は承継計画書（複数年承継） ※承継計画書の作成にあたっては、必ず前橋商工会議所のサポートを受けてください。 【注】収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	１　申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。 ２　補助金の交付可否決定前に事業を開始する場合は、補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第７号）を提出してください。
	請求の方法､支払時期等	１　事業完了後、実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書を提出してください。 ２　上記請求後の内容を審査し、受理した日から３０日以内に支払います。
	対象事業が変更､中止又は廃止となった場合の手続	１　補助事業について、次に掲げる内容の変更や補助事業の中止、又は廃止をしようとする場合は、変更等の手続が必要となります。 (1) 補助対象経費が３０パーセント以上減額する場合 ※補助対象経費が増額する場合は軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。 (2) 申請者の住所、所在地等が変更となる場合

		2　上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。
	変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から３０日以内に、承認の可否を決定し、通知します。
	実績報告書の提出	1　事業完了後３０日以内又は令和９年３月３１日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。 (1) 実績報告書 (2) 添付書類 ア　収支決算書 イ　補助事業に係る領収書の写し又はその他支出を称すると認める書類の写し（振込明細書等） ウ　補助事業完了後の店舗等の写真 エ　その他参考となる書類 (3) 事業承継が完了したことが分かる書類（事業承継型のみ） （例）登記簿謄本、事業譲渡契約書、事業を承継された者の廃業届出書及び承継された者の開業届出書等 2　次の項目に該当する場合、上記に加え、次に掲げる書類を提出してください。 (1) 小売業、飲食サービス業又は生活関連サービス業に該当する場合 ア　めぶくＰａｙの加盟店登録状況が分かる書類 （例）申込完了画面の写し、加盟店登録申込書等 3　上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。 【注】収支決算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1　次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合 (3) 変更承認通知を受けずに業態等を著しく変更した場合 (4) 交付決定後、令和9年3月３１日までに事業が完了しない場合 2　次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額
	進捗状況報告書、承継完了報告書の提出	事業承継型（複数年承継）を申請する事業者は、承継完了年まで年度ごとに進捗状況報告書（様式第１８号）を提出してください。ただし、事業承継が完了した年度については、承継完了報告書（様式第１９号）を提出してください。上記報告書の提出は市の承認を得ずに省略することはできません。

様式	申請書等の様式	1　申請条件確認票（様式第１号） 2　交付申請書兼誓約書（様式第２号） 3　事業計画書（様式第３号） 4　収支予算書（様式第４号） 5　事業支援計画書（様式第５号） 6　補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第６号） 7　理由書（様式第７号） 8　要件確認書【チャレンジ型】（様式第８号） 9　交付決定通知書（様式第９号） 10　変更等承認申請書（様式第１０号） 11　変更等承認通知書（様式第１１号） 12　実績報告書（様式第１２号） 13　収支決算書（様式第１３号） 14　補助金額確定通知書（様式第１４号） 15　補助金交付請求書（様式第１５号） 16　承継計画書（単年承継）（様式第１６号） 17　承継計画書（複数年承継）（様式第１６号） 18　進捗状況報告書（様式第１８号） 19　承継完了報告書（様式第１９号）

別図　令和８年度 前橋市まちなか既存店支援補助金
対象区域図

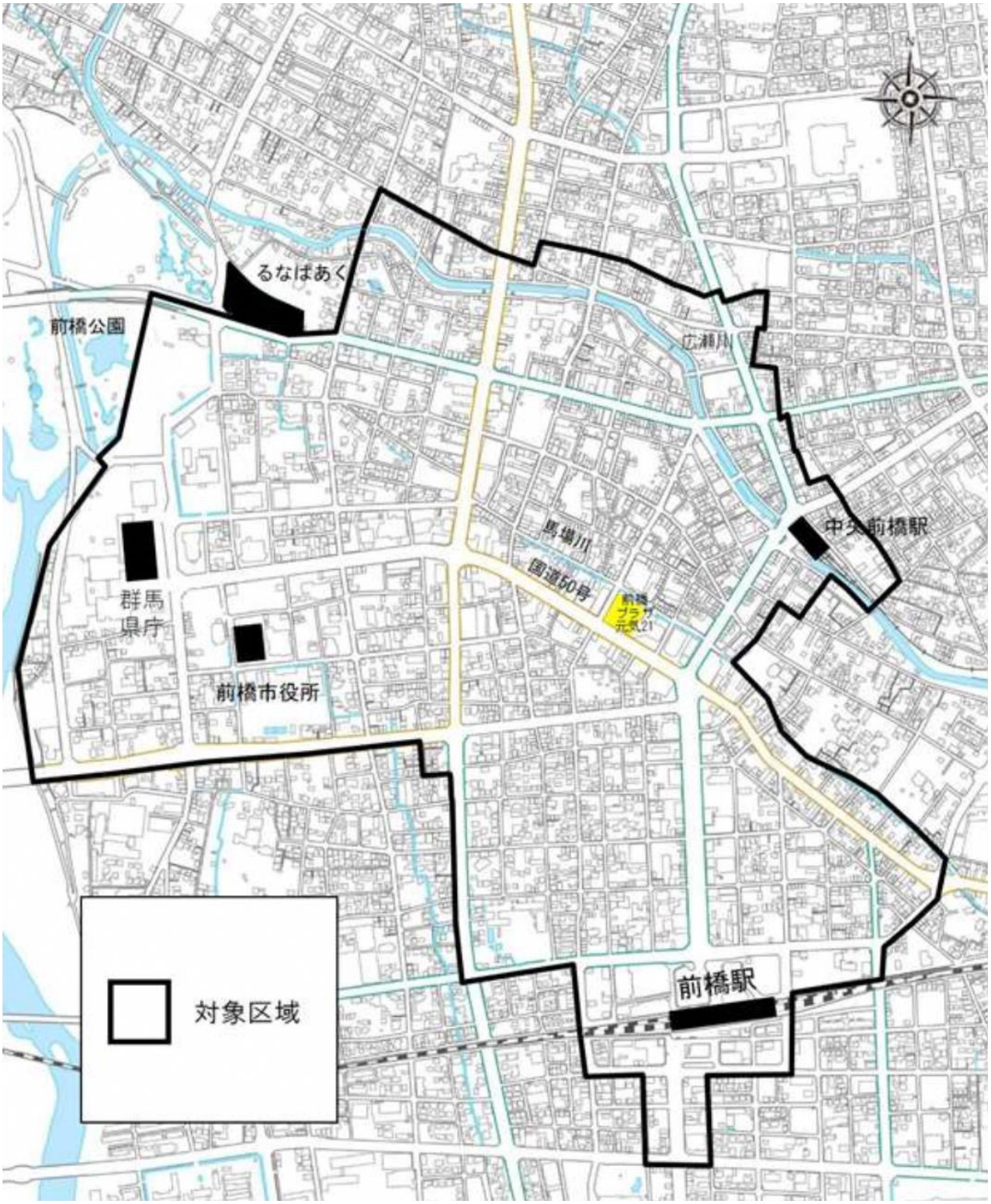

※境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めます。

別表　対象外業種

業種	摘要
農業	次の業種を除く。 ・荒茶、仕上茶の製造業 ・もやし栽培農業 ・蚕種製造業製造 ・蚕種製造請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・かいわれ大根製造業 （加工設備を有するものに限る） ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・家畜貸付業、園芸サービス業、蹄鉄修理業
林業	次の業種を除く。 ・素材生産業及び素材生産サービス業 ・製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保健媒介代理業及び保険サービス業を除く。
飲食業のうち右の該当するもの	風営法第３２条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
娯楽業のうち右に該当するもの	競輪・競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、競輪・競馬等予想業、場外馬券売場、場外車券売場、芸ぎ周旋業
サービス業のうち右に該当するもの	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーにかかわる調査を主に行うもの、易断所、観相業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体、ＬＬＰ（有限責任事業組合）	
風営法関連業種	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定するもの（一部料理店等を除く）